

平成22年 第2回 築上町議会定例会会議録（第2日）

平成22年6月9日（水曜日）

議事日程（第2号）

平成22年6月9日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第53号 平成22年度築上町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第2 議案第54号 平成22年度築上町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第3 議案第55号 平成22年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第4 議案第56号 平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第57号 平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第58号 平成22年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第59号 築上町公共下水道事業特別会計条例の制定について
- 日程第8 議案第60号 築上町職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第61号 築上町職員倫理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第62号 築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第63号 築上町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第64号 福岡県立築上西高等学校築上町立上城井分校授業料等徴収条例を廃止する条例の制定について
- 日程第13 議案第65号 町道路線の変更について
（追加分）
- 日程第14 意見書案第4号 「拡大生産者責任」「デポジット制度」の導入で循環型社会の再構築を求める意見書（案）について
- 日程第15 意見書案第5号 永住外国人地方参政権付与に関する意見書（案）について
- 日程第16 意見書案第6号 「住宅リフォーム助成制度」の創設を求める意見書（案）について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第53号 平成22年度築上町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第2 議案第54号 平成22年度築上町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第3 議案第55号 平成22年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第4 議案第56号 平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第5 議案第57号 平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第6 議案第58号 平成22年度築上町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第7 議案第59号 築上町公共下水道事業特別会計条例の制定について
- 日程第8 議案第60号 築上町職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第61号 築上町職員倫理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第62号 築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第63号 築上町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第64号 福岡県立築上西高等学校築上町立上城井分校授業料等徴収条例を廃止する条例の制定について
- 日程第13 議案第65号 町道路線の変更について
(追加分)
- 日程第14 意見書案第4号 「拡大生産者責任」「デポジット制度」の導入で循環型社会の再構築を求める意見書(案)について
- 日程第15 意見書案第5号 永住外国人地方参政権付与に関する意見書(案)について
- 日程第16 意見書案第6号 「住宅リフォーム助成制度」の創設を求める意見書(案)について

出席議員(19名)

- | | | | |
|----|--------|----|--------|
| 1番 | 田原 宗憲君 | 2番 | 丸山 年弘君 |
| 3番 | 首藤萬壽美君 | 4番 | 塩田 文男君 |

5番 工藤 久司君	6番 塩田 昌生君
7番 成吉 暲奎君	8番 吉元 成一君
9番 西畑イツミ君	10番 西口 周治君
11番 有永 義正君	12番 田村 兼光君
13番 田原 親君	14番 信田 博見君
15番 宮下 久雄君	17番 武道 修司君
18番 平野 力範君	19番 中島 英夫君
20番 繁永 隆治君	

欠席議員（1名）

16番 岡田 信英君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君 書記 則松 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
会計管理者兼会計課長	畦津 篤子君	総務課長	吉留 正敏君
教育長	神 宗紀君	財政課長	則行 一松君
企画振興課長	渡邊 義治君	人権課長	松田 洋一君
住民課長	福田みどり君	税務課長	田村 一美君
福祉課長	中野 誠一君	建設課長	田中 博志君
産業課長農業委員会事務局長			久保 和明君
上水道課長	中嶋 澄廣君	下水道課長	久保 澄雄君
総合管理課長	吉田 一三君	商工課長	石川 武巳君
環境課長	永野 隆信君	学校教育課長	田中 哲君
生涯学習課長	田原 泰之君	清掃センター長	田村 修乃君

午前10時00分開議

議長（成吉 暲奎君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は19名です。定足

数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

ただいまから議事に入ります。

日程第1・議案第53号

議長（成吉 暉奎君） 日程第1、議案第53号平成22年度築上町公共下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。工藤議員。

議員（5番 工藤 久司君） 10ページの13節の委託料の4億800万、その分と、公共下水道施設工事費の9,900万、見たら管路の工事ということになってましたが、今年度これ椎田地区の下水道工事だと思うんですが、大体どのあたりを、椎田でもたくさんありますので、椎田地区のどのあたりを計画してるのか。この測量設計監理業務委託料の4億800万というのは、非常に何か大きいんで、どういう形なのかの説明をお願いします。

議長（成吉 暉奎君） 担当課長。

下水道課長（久保 澄雄君） 下水道課長の久保でございます。椎田地区公共下水道事業の開始に伴う予算ということで、委託料の詳細についてということでございますけれども、まず、先にお尋ねいただきました管路工事の幹線工事ということで、一応公共下水道管路施設工事費ということで9,900万、およそ600メートルということで工事費を計上しております。

これにつきましては、現在今年度におきまして詳細設計に当たっていきますので、その詳細設計によりまして、具体的にどの箇所を施行していくか、そういったところの詰めを行ってきたいというふうに考えておりますので、申しわけございませんけれども、現時点でどこを実施するという点については、まだ決定ができておりません。

といいますのも、詳細設計によりまして具体的に予定が決まりました場合には、道路の占用とかそういった協議が必要となっております。そういったことで、具体的にどこということは決まっておきませんので、もしその決定に当たりましては、地元自治会、それから推進協議会なりを通じまして、具体的箇所の協議決定を行いたいというふうに考えております。

それから、委託料の件でございますけれども、これも昨年基本設計ということで、下水道事業団のほうに処理場の基本設計を委託しております。それに引き続きまして、今年度処理場の詳細設計、それからあとは管路の詳細設計、処理場のそれに引き続きまして、処理場の実施設計という形で組まさせていただきます。

測量設計監理業務委託料ということでございますけれども、それでよろしいでしょうか。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） よろしいですか。中島議員。

議員（19番 中島 英夫君） 町長にお尋ねしたいんですが、この委託料の日本、今課長から答弁ありました。今事業仕分けあたりこの問題が出ていないんですけれども、事業団に全国の市町村、全部ここにみんな委託されよるんですね。これは、それ以外のその事業団でしょ、この。昔は建設省所管であった。（発言する者あり）そうじゃない。ここ以外のところに委託できないんですか。どこもこれしよるということはわかってる、下水道事業団。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 今、事業団というか、これは県の技術協会やな、（発言する者あり）県の職員、県が一応出資してつくっている（発言する者あり）（「下水道事業団に委託する」と呼ぶ者あり）下水道事業団、ちょっと。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

下水道課長（久保 澄雄君） 下水道課、課長の久保でございます。今、御質問の件でございますけれども、日本下水道事業団のほうに委託をお願いしております。

これ今議員さんもおっしゃいましたけれども、公共下水道の整備を目的にされた市町村による地方公共法人ということで、実績につきましては、さっき議員もおっしゃいましたけれども、公共下水道の約7割をここが実施しているということで、その事業実績、それから法人の成り立ちですね、国土交通省の認可法人ということで設置されておまして、下水道の場合特に言えますのが、構造基準が特に特殊なものっていいですか、そういうこともありますし、事業団の場合、設置されてから後々の公共下水の場合は、微生物が分解してきれいに水を浄化していくということで、その利用の排水処理の量によりまして、だんだんこれふえていくわけなんですけれども、それによってその微生物の量とか、そういったあとの調整、アフターケアも出てまいります。

そういったことで、事業団がすべての面においてトータル的に下水道の整備については、スペシャリストということでどこも事業団をお願いしているわけなんですけれども、特に設計、そういったことにおきましては、基本的に昨年から事業団のほうを通じて計画をお願いしております。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 中島議員。

議員（19番 中島 英夫君） ちょっと、今町長でも間違ふような答弁しよったわけですよ。だから、この建設省、昔、今国交省ですけれども、建設省所管のときに、これは単価が高いといううわさをいつも聞いておったんですよ。結局、久保課長の答弁にもありましたけれどもね、やはり何割、全部すべてしとるんか、それとも何割か自治体は、3割と言われよったね。30%の自治体は他のところをお願いしとるということわかりました。もうそれ聞いたらいいんです。

結局ね、単価が高いと、天下りなんですよ、全部ね。だから、これ改善されるんかなと、かな

りの圧力があるのかなということなんですよね。単価も4億いくらか、あったと思うんですけども、改善を今後されるのかなと。どういう経過があって、もう何も考えないで発注、そこをお願いね、自動的にしとるんだなということはもうわかりましたから、いいですよ。もう答弁言たってしょうがない。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（8番 吉元 成一君） 最後まで締めをしてください。

今指摘されましたこの委託料の件ですが、もう一度確認します。結局、これは下水道事業団に、この予算が通ったらこの委託料を出して仕事をしてもらおうということですか。もう決めとるんですか。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

下水道課長（久保 澄雄君） ただいまの議員さんの御質問でございますけれども、先ほど申しましたけれども、基本設計をですね。

議員（8番 吉元 成一君） だから、決めとるか決めてないかだけ答えりゃいいの。基本設計はどのこうのは聞かんでいいっちゃ。わかってる。

下水道課長（久保 澄雄君） はい、まだ決定はしておりません。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（8番 吉元 成一君） 先ほどの答弁では、下水道事業団に基本設計をお願いしてできてますと。実施設計に入る段階で、委託業務は当然基本的な絵を書いたところが強いわけですよ、普通考えたら。そうでしょう、方式があるわけですから、形が。鉛筆でもメーカーがあるように、そういう下水道の事業に関してもメーカーがあると思います。そういうところの絵をかいているわけですから、どういう工事、どういう管を使うとか、そういういろんな絵をかいてると思うんですよね。

それで、下水道事業団に委託するのが当然だという考え方が頭の隅にあるから、まだ決めてませんと、こう逃げたけど、これ多分そうするでしょう。そうすると、中島議員が指摘したことに答えて、7割は下水道事業団が全国的にもやってますけど、3割がほかのところがやっていますよということを今言いましたよね、たしかね。そしたら、これ独占禁止法にかかるような何ていうんですかね、形で指摘される可能性があるわけですよ。

今だから公平にやれと、言うたように入札かけれといつも言いよるんですけど、町内の業者はもう100万、200万の単位で入札ですが、じゃあ委託業務については4,000万出しても基本設計やってもらってるから、基本設計の図面があればね、実施設計はほかの会社がやってもできるんじゃないですかね、基本的に言うたら。だから、競争の原理で入札に付すべきだと、私は随意契約をしちゃならないと、こういうふうに思っているわけです。これは私の意見ですよ。

それで、ひとつお伺いしたいのは、椎田地区においていよいよ住民の皆さんが願っていましたが下水道事業が始まると、これは住民の生活のためには、ぜひ必要なことだと思うし、また理解をさせていただいて事業を実施すべきだと、こういうふうに考えているところではありますが、公共下水と農業集落排水の2つの事業が椎田地区ではあると思うんですが、最終処分場の位置の決定でいろいろとやかかされた時期もありました。

そのことがはっきり決まったのかということと、もう一点は、最終処分場を農業集落排水と公共下水の2つをそこで処理する最終処理場を一つにするんだったら、卵にするのか、鶏にするのかと、どちらが先だというようなことですが、どちらを中心に考えていますか。

農業集落排水の場合は、もうあなたが言う前に私が言いますが、土改連というところに大体この公共下水の何ていうんですか、今発注しようとしているとこと同じように、土改連というそのところが独占的なことをやってるわけですね。そういうのが多いんです。だから、事業受注が多いわけですから、土改連とその下水道事業団とどちらにお任せするのか、あるいは2社で入札かけて基本的なものをするのか、そういった点についても基本的なことを教えていただきたい。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長でいいですか。担当課長。

下水道課長（久保 澄雄君） 下水道課長の久保でございます。議員さんが今おっしゃいましたように、椎田地区公共下水道、それから椎田西部地区の農業集落排水事業、これの処理場を2つを統合して、1つの形にどうしても椎田公共下水道事業のほうが下流域になりますので、その公共下水道事業の処理場のほうに農業集落排水事業の下水をつなぎ込みをして流していくという計画を、現在下水道課のほうで検討いたしております。

これにつきましては、公共下水道事業の基準、それから農業集落排水事業の採択基準ということで、おのおのの基準が異なっております。そういったことがありまして、どういうふうにこの事業をやっていくのか、それから、2つの所管についても、国のほうが農水省、片や公共については国交省ということで、補助の所管が異なっております。そういったことから、2つの省についてどういうふうに調整していくのかということで、再三うちのほう、県のほうともただいま協議を重ねております。

そういったことで、なかなかそれに向けて一朝一夕っていいですか、すぐ2つと一緒に、事業が別なもんですから、即それが進行できるというふうなことではありませんけれども、1カ所の農集の処理場をつなぎ込みつくりたくないということになりますと、年間の平均でも1,000万を超える管理費ということで、維持管理が省略できます。

そういったことから、将来の下水道を見据えたときに、できるだけ経費を少なくということから、本町としてはそういった計画をぜひ認めていただきたいということで、県のほうを通じてお願いをしているような状況でございます。

幸いに、今年度から民主党になりましてから、社会資本整備総合交付金ということで、市町村の裁量を認めていただくような交付金制度になってまいりましたので、どうかこれをうまく活用できないかということで、現在調整を行っております。

それから、今議員さんおっしゃいましたように、大体農業集落排水事業については、設計の段階で土地改良事業団体連合会という形で入ってきております。あと、公共については、施工管理でうちのほうは県の建設技術情報センターのほうに施工管理のほうをお願いしておりますけれども、そういったことをおっしゃってるのではないかなというふうに思います。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（8番 吉元 成一君） そういったことをおっしゃってるんじゃないかなと、そういうことは一切言ってませんが、施工管理のほうについては、先ほど町長が違う答えを出し、そのことを言ってたということで、僕はそのことまだ触れてない。今から触れれと言うなら触れますよ。触れてませんが、結論から言うたら、最終処分場がないとどこに処理するんですかということですね、そうでしょう。

最終的処分場のことが決まらないうちに管工事をして、後で2カ所つくらにやいかんとか、別々にせにやいかんとかなるような状態だったら、困るのはあなたたちですよ。それと住民ですよ。工事が進まなくて、ね。管工事については、施工管理は何とかちゅうその県の天下りがつくった会社で、先ほど中島議員じゃないけど、そこがよく業者とトラブルを起こしています。その点についていろいろあって、過去の下水道課長のあなたがなる前の課長のときも、頭抱えてましたよ、ね。高飛車なところがありまして、指摘したらいくらかよくなったみたいですが、業者間で特定のいわゆるそのよそから来て、下水道専門に工事を手間受けしたりする会社とは仲良くなって、そのことにはちょっと甘いとか、いろんな意見も出てました。合併してからこっちですね。

じゃけ、その点もそこに委託するのはどうかと。下水道課の職員は仕事せんでいいんかと僕は言ったことがあります。下水道課は、もうじゃああなたは課長と、決裁権のある課長と書類をつくる職員の二、三人おったら、手余るんやないですか。現場は、そこは管理センターが全部管理するでしょう、そうなる。それだけの金出してるでしょう、2,000万も3,000万も。

それともう一つは、僕が言ってるのは、その管工事については、今現在すべて指名委員会で指名を組んで競争入札にかけてますよね、でしょ、築城地区においても。当然椎田地区もそういう形をとると思うんですが、ところが、築城の処分場がありますよね、あの無責任なだれとは言いませんけど、担当の方が築城まで管を引っ張って、築城の処理場で処理するといったとんでもない話をしてましたけれども、そのほうがお金かかるやないかと。それとりやめになって、築上で一個つくるうちゅう話が進めてこられたと思うんですが、あの処理場のときも下水道事業団

に委託して、いろんな話があったと、きな臭い話があるところなんです、下水道事業団ということとは。

だから、私はあなたに聞くんじゃないで、今度町長に聞きたいんですけど、この最終処分場は管工事みたいに築上町が一般競争入札なりをかけるのか、今までどおりの従来どおりの下水道事業団、あるいは難しい名前と言うと土改連ですよね、どちらかが主導権を持ったところに指名組みをお願いして入札をするのか。築城のあそこは、下水道事業団で大阪のほうで、本社のほうで入札をしたと聞いております。その点についても、ちょっと知りたいなど。

そうすると、その7割を受注しとるからいいっちゃうもんじゃないんですよ、そうでしょう。水処理をするのに薬品を投入する、薬注っていうんですかね、これの事業団が推薦した会社でながら、だめになるわけですよ。よく聞きますけど、県外でも300万の予算組んどって、80万で落札して立派と薬注やっている会社もあるということをお聞きしておるんですよ。そういったことを含めて、本当にコストを安く上げるためにも、もう少し勉強していただきたいと思うんですが、町長どうですか。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） すべて事業団に任せるわけじゃなくて、入札は町で行いますし、あとどこにどうするかという形は、まだ決定しておりません。実際、今、課長が言ったように、公共とそれから農水の分、これの調整を今一生懸命やっておるところでございます、そのあとどういう形でやるのかちゅうのは決定していきなきゃいかんけれども、今はまだ国との県を通じた折衝といえますか、国交省の事業でいくのか、農水省の事業でいくのか、それとも先ほど課長が言った折衷案の交付金事業というのできましたんで、これでいけばお互いスムーズにいくんじゃないかなというふうなこともございますし、とにかく処理場については、場所はいわゆる椎田干拓の中の町有地につくるということで、地元の了解も得ておりますし、これが本当に一番最悪の場合は、その中に農水と国交をつくらにゃならんという場面になるかもわかりませんが、これは僕はできるだけ避けにゃいかんと、このように考えておりますし、処理場を1カ所で同じ施設でやるということを今念頭に置いて、国との協議を行っている。

幸いにも、県の今度技官が前の土木事務所の所長がナンバー2になりまして、もう部長と同じなんですけれど、そこへちょっと働きかけをしながら、国と一緒に太いパイプになってもらおうと、このように考えておるところでございます。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（8番 吉元 成一君） 課長、そういうことですから、すべてそういう形で下水道事業団にお任せするような発言を避けていただきたい。

それと、やっぱりもう少し指導もしていただきたい、その管理センターの。時々まだやっぱり

いろいろ聞きます。今後とも、もし委託するのであれば、管理センターしか、そこしかないというなら別ですけど、ほかにあるんだったら、これはやっぱり競争の原理でね、見積りを出させるかしてどっちか選ばせるとか、そういう方法もすれば、幾らかでも安くなると思いますし、できれば高い給料を出して職員がたくさんいますんで、下水道課におられる職員が管理センターの仕事がいつまでたっても管理センターに何千万の金をどぶの中に捨てるようなことをしないように、もう少し責任持って仕事をしていただけるよう指導をお願いします。

議長（成吉 暲奎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） それでは、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第53号は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

日程第2・議案第54号

議長（成吉 暲奎君） 日程第2、議案第54号平成22年度築上町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。武道議員。

議員（17番 武道 修司君） 38ページの8款土木費の中で、公有財産の購入費というものがありませんか。これは、雇用促進住宅の購入というふうに私は思うんですが、現状どこまでの話になっているのか、今後のスケジュールとしてどの段階で購入をして、どのような運用のやり方をやるのか。

それと、現在入居されてる方々がそのまま町が引き受けをするのか、それとも一旦出ていただいて、それから新たに募集をかけるのか、その点今からの流れも含めて説明をお願いしたいというふうに思います。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

建設課長（田中 博志君） 建設課、田中です。ただいまの御質問の公有財産の購入費でございますけど、スケジュールとしましては、今議会で予算が採択されれば、雇用能力開発機構に買い取りの申込書を出します。それに沿って年内で一応その建物の修繕を含めたところの協議を行う予定にしています。

それで、買い取りの時期につきましては、12月までぐらいで一応めどを立てたいというふうには考えてますけど、まだはっきり年度内には、最低でも年度内には一応買い取りをしたいというふうに考えております。ただし、早目に買うのが有利なのか、3月で買うのがいいのか、ちょっとまだ今検討中でございます。

それから、現在の入居者16名ございます。その方につきましては、今度は能力開発機構が買

い取りをこちらと成立した時点で一応契約を解除して、その分については個人的な判断で、本人が希望すればそのまま入居というような形で話を聞いております。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 武道議員。

議員（17番 武道 修司君） それと、金額の面なんですけど、当初私5,000万ぐらいで購入されるというふうにお聞きをしてたんですが、今回予算に上ってるのは3,700万です。

3月の当初予算に上ってたのかどうなのか、ちょっと私記憶がなかったもので、金額が当初言われた金額よりも下がったのかどうなのか、大体どれぐらいの金額が予想的に買い取り金額になるのかを教えていただきたいというふうに思います。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

建設課長（田中 博志君） 建設課、田中です。ただいま御指摘の件ですけど、確かに当初は5,000万ぐらいの形で1次提示がありました。その後協議で、2次鑑定が出た時点で、最終的な金額を決めるということで、先般2次鑑定が出まして、今回の購入の金額に決定いたしました。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 武道議員。

議員（17番 武道 修司君） 当初私の記憶でいくと、約1億円ぐらいで、その50%分、半分で町のほうに買い取りができると。それからいくと、評価が7,400万ぐらいで、その半分ぐらいでっていうふうになったということで理解しとっていいんですかね。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

建設課長（田中 博志君） 建設課、田中です。今、御指摘のとおりでよろしいと思います。

議長（成吉 暲奎君） ほかにございませんか。首藤議員。

議員（3番 首藤萬壽美君） 社会教育費の5目。

議長（成吉 暲奎君） 何ページになります。

議員（3番 首藤萬壽美君） 13節の委託料の調査設計監理委託料、調査業務委託料が200万と測量設計監理業務委託料が3,400万ほど出てありますが、これは。

議長（成吉 暲奎君） 何ページ。

議員（3番 首藤萬壽美君） ページ数は46ページ、社会教育費。（発言する者あり）でもちょっと聞きたいの、みんながわかるように。（発言する者あり）

コミュニティーセンターの分でしょうか。旧築城役場の跡の。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

企画振興課長（渡邊 義治君） 企画振興課の渡邊です。10款4項5目社会教育施設費の委託

料、調査設計監理委託料200万円につきましては、コミュニティーセンターの地質調査費として200万計上しております。測量設計監理業務委託料のうち、3,200万円がコミュニティー施設の委託料となっております。

議長（成吉 暲奎君） 宮下議員。

議員（15番 宮下 久雄君） 教育費ですよね、厚生文教委員会の所管になります、この案件は、委員会で審議すべきものと思うので、本会議では御遠慮願いたいと思いますが。

議員（3番 首藤萬壽美君） 議長。

議長（成吉 暲奎君） 首藤議員。

議員（3番 首藤萬壽美君） 審議は厚文でいたしますが、一応質疑として私は聞いておきたいと思っております。これが通ってしまうと、設計段階で私は変更できるようにしていただきたいということを前々から申し入れてたんですが、設計図をいただいていますと、本当にこれだけ高いお金を出してあそこに建物を建てるのに、この設計図でいいのかどうかという検討を全然しないままに、予算を上程することは私は賛成できかねますので、お尋ねしてるわけです。

議長（成吉 暲奎君） 首藤議員、これは突っ込んだ質問になるようでございますので、委員会のほうでもってやりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議員（3番 首藤萬壽美君） 審議と質問とは違うでしょう。

議長（成吉 暲奎君） うん、だから質問しとるわけですね。だから……。

議員（3番 首藤萬壽美君） 設計やった後ですかって聞いているんです。

議長（成吉 暲奎君） そしたら、それ答えること。

議員（8番 吉元 成一君） 議長、だけ議事進行上、議運の委員長として宮下議員は発言したと思うんですが、議会の申し合わせで、議会の運営の仕方については議運で決定してると思います。

議長（成吉 暲奎君） はい。

議員（8番 吉元 成一君） その中で、本築上町議会のルールとして、本会議で質疑の段階で、所管委員会に付託される案件については、所管で質問してくださいという申し合わせ事項がなされていると聞いているから、皆さんしたいことがいっぱいあるけど、委員会でやろうって我慢してるんで、そういうことは議長の発言で判断してきちっと整理してください。

議長（成吉 暲奎君） 首藤議員、よろしいでしょうか。

議員（3番 首藤萬壽美君） はい。

議長（成吉 暲奎君） はい。ほかにございませんか。宮下議員。

議員（15番 宮下 久雄君） 45ページの文化財保護費、調査委託料で486万7,000円が上っております。これは、多分蔵内邸の調査関係の予算であろうと推測しておりますが、自分

はこの蔵内邸の案件が企画のほうで扱ってあったので、こういう予算が出るときは総務委員会所管で上ってくると思っておりましたが、文化財の関係で教育予算で上ってきておりますので、質疑できませんので、ここで質疑いたします。

この蔵内邸の件は、町長から取得したいという話が全員協議会でございました。全員協議会の中でも、いろいろな意見が出てまいりまして、現地も皆さんで行ってまいりました。取得していくことが妥当であるか、妥当でないかと、そういう判断にまだとても至ってない、こういう状況の時期であるんです。

この中で、この予算486万程度が上ってきたわけですが、本議会に提案しなければならない特別な理由があったんだろうと推測しております。急ぐ理由について御説明願いたいと思います。議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） この調査費は、国の名所指定を受けるためのいわゆる調査費でございます。というのが、名所指定という形になれば、国から修繕とか取得費とかいろいろ予算がいただけます。だから、名所指定という形で取得を前提とした形で一応今回上げさせていただいておりますが、この取得がまだはっきりしておりません。

取得したいという意向を私は持ってますけれども、いわゆる今、債権者でありますあおぞら債権回収株式会社等々、煮詰めを行っておりますけど、なかなかその煮詰めもまだまだ時間を要するようでございますし、価格にしてもいろんな面がございます。

それから、あと債権会社がいわゆる差し押さえをしてないといいますが、そういう動産、植木等がございます。そういうのもどうするのかという問題もございまして、そのところいろんな協議が必要でございますので、この予算を取得の目鼻がはっきりするまで、私は執行をしないということは常に申してきておりますし、この前の開会日に新聞記者からいろんな質問もございましたけど、それはそれで議員の皆さんにちゃんと了解を得てから取得をしていこうというふうなことで今考えて、いわゆる準備のために上げさせていただいております。本来なら、この名所指定も町が取得しなくても上げていいわけなんです。

例えば、今県の文化財と国の文化財の指定は受けております。これも町が申請をして受けておるわけでございますけれども、今回の場合は、私は町有の取得を前提とした形で名所指定をしよう。民間からはそういう申請もございませんし、町が取得して、あと有利な形で維持管理ができるような方法ができればなというふうなことで、これを前提に計上させていただいておりますので、取得の目鼻がはっきり立たなければ、この調査には踏み切らないと、こういうような形で今考えておるところでございます。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 宮下議員。

議員（15番 宮下 久雄君） それでは、9月議会では遅すぎるという思いを町長持たれてるわけですかね。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 国への名所指定の申請が、これ9月議会ではちょっとできないであろうというふうなことで、それまでに目鼻がはっきりしなければ、この予算は私は流さざるを得ないと。

しかし、7月、8月にはっきりすれば、早急に調査して名所指定の申請を上げていかなければ、来年の名所指定の申請しかなり得ないというようなことで、例えば今月末、7月にある程度話があきれば、調査をせざるを得ないというようなことで上げさせていただいておりますし、この目鼻も大体6月末もしくは7月の初めにはちゃんとした答えがあおぞら債権回収株式会社のほうから出てくる模様でございますし、そのときには議会の皆さん、全協なりでちゃんと説明をしながら了解をとってやろうと、このように考えております。

議長（成吉 暲奎君） 宮下議員。

議員（15番 宮下 久雄君） 9月では遅すぎる可能性があるというのは、今の町長の答弁でわかりましたけども、全員協議会でも意見がいろいろ出ました。この中で1つが、その購入という言葉は今まで出てないんですね。取得という言葉でやっております。どういう形で取得していくかと、一つはこの取得方法が大事な案件になるかと思います。

もう一つが、管理、それから運営、こういう形が打ち出していけるか、ここまでしっかりしたものを出して、全協でじっくり諮っていただいて、方向性が発展する。それまでは絶対にこの予算は執行しないと、そういうふうを受け取ってよろしいですか。もう一度確約をいただきたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 取得を前提というふうなことで今考えておりますし、管理運営というのは、これはもう当然取得してから綿密にやっぱ考えていかなきゃいかんし、そのときに町民、それから議会の皆さんも入ってもらっても結構と思うんで、いわゆるこの旧蔵内邸のどういうふうな形で運営をするのかという形のものを、やっぱりちゃんとして、やはりちゃんと維持管理費が捻出できるような方法を考えながらやっていくと、これが私は大事だろうと思うし、今どっちが先かという形になれば、私は鶏が先か、卵が先かという話になって、この取得は私は困難だろうと考えております。

やっぱりそういう形の中で、ちゃんとした形で必ずペイできるような形の維持管理をやっていくという方向性を出さなきゃいかん。これやっぱり文化財という考え方で、この文化財はやはり私はちゃんと残すべきであろうと考えております。そして、なおかつ維持管理については、一般

町費を持ち出さないような形のものが一番ベターではなからうかと。

本来なら、金がたくさんあれば文化財町費出しても私は結構だと思ってますけど、そんな余裕はございません。だから、ちゃんとこの旧蔵内邸が稼ぎ出すような方向を持ちながら運営をしていくという形にならなければならないのではなからうかなと、このように考えておるところでございます。

議長（成吉 暲奎君） 宮下議員。

議員（15番 宮下 久雄君） 3問過ぎましたけども、もう一つだけ確認をしときたい。

全員協議会に諮っていただきたいんです。全員協議会で取得と、それと管理運営の方法を打ち出して、それで皆さんの了解を得てくださいと。それまでは執行しないでくださいということなんです。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） ある程度の私どもの方針が固まりましたら、全協には諮って、諮った上で、あとは財産の取得のいわゆる臨時議会も開催しなければなりません。そして、予算も計上しなければなりません。そういう形の中では、皆さん方とのコンセンサス、理解がいただけるような形のものを全協の中にお出ししていこうと、このように考えておるところでございます。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（8番 吉元 成一君） 町長が答弁した中で、ちょっと気になることがあるから、もう言わなくていいぐらい答えてるんでしょうけれども、じゃあ管理委託について、今後の運営上のことについては、町民の皆さんや必要たれば議会の皆さんも出ていただいて結構でしょうと、これはどういうことですか。議会の皆さんはついてなんですか。でしょう。

前回の職員の採用試験の問題で一般質問された工藤議員の回答にも、大体私は町長、議会をどう思うちよるんやろうかと思うようなことを感じた。言われたら、じゃあそうしてもいいんですけど、町長は自分が決定権を持って提案する権利持っているわけですから、きちっとした答えを出していただきたい。

というのが、例えばそのときに言ったのを覚えてるでしょう。町民の方は一般の方でも、そりゃ面接のときはそりゃ入れてもいいでしょうと。入れる、入れんは町長の勝手じゃないですか。それを悪いと指摘するんやったら、指摘したらいいんですよ。それ町長の判断で決めることだと思っんですよ。

そういう執行権の問題までね、あやふやにしてほしくないということが1点と、これそうでしょう、何千万かかるかわからないし、名所指定の調査をしても、指定されないかもわからないんですよ、ね。管理について、今後運営についてペイできないような状態じゃみんなだめですって多分言うんですよ、議会は。簡単に思うちよったら大間違いですよ。

そして、そこでもし失敗したら、指摘されるのは町長がこんな買い物をしたのに、なんでみんなむだ遣いをとめんやったのかと議会が指摘されるんですよ。確かに文化財として重要なものであるし、すばらしいものかもしれませんが、町がまだはっきり予算を通すか通さんか我々議員が過半数以上賛成しないと通らないわけですから、町長が今、宮下議員の質問に対して、宮下議員は絶対に相談してからじゃないと執行したらだめですよと、そのことを約束できますかって言うたときね、私はこれぐらいの気持ちでやるんですよという気持ちをみんなの前で示していただければ、この予算もスツと賛成できるかもしれませんが、今の状態だったらちょっと難しいんじゃないかなと思うんですけど、町長、これからやっぱりきちっとした形で答弁していただきたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 当然、皆さんの理解が得られるような形で提案は次回全協なりにやって、理解をいただきたいと、このように考えております。

ただし、今まで活用をどうするかというのは、これはまだ検討の段階を要しますので、その分はやっぱり意見を皆さん方からいただきながらやっていくというのが、私はベターではなかろうかなと考えておりますし、そういう形の中で執行権が私はございますんで、私なりにちゃんと判断した形で提案はさせていただきたいと、このように考えております。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（8番 吉元 成一君） そういう答えなら立派なことですよ。だから、先ほど言われた要するに旧築城庁舎の跡地利用検討委員会、じゃあ議会の皆さんも入ってもらいましょうと、私と田原議員入りました。その結果、検討委員会の中で大体この線でよかろうというものの形ができたのは、基本設計の中で上ってきたわけです。

それを、首藤議員がよくわからないし、まだこういうところは住民が納得するんだろうかと思うから、所管の委員会ですけど、ちょっとみんなの前で一声出そうかなという気持ちで言われたと思うんですが、そういったことも含めて、もう少し金いっぱいかかるわけですから、この案件と違いますコミュニティーセンターの件も、やっぱり柔軟に住民の意見をもう少し聴取してから実施設計に携わってほしいということをお願いいたします。

それと、ついでと言っちゃなんですが、45ページの工事請負費の社会教育施設工事費1,300万ちょっと上ってますが、これ何、どこの何ですか。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。15節ね。

生涯学習課長（田原 泰之君） お答えいたします。

この分については、船迫の窯跡の舗装補修とサインです。船迫の窯跡公園の補修と舗装、それと弓師と船迫の入り口の看板です。（「サイン」と呼ぶ者あり）サイン、はい。

議長（成吉 暲奎君） よろしいですか。ほかにございませんか。田村議員。

議員（12番 田村 兼光君） 言うまいと思うたけどね、さっきみんなが何回も言うたけど、この蔵内邸のやつね、これ議会が通っちゃ議会が通したじゃないかというて町長、執行するんじゃないかね。蔵内邸のこれ、議案書に載ったんじゃないからね、一般財源でこれ議案に載っちゃるじゃない。それで、これ議会で一般財源じゃから、みんなこれは反対、これは賛成ちゅうことできんわけ。そうすると、議会が通るとね、議会が通ったじゃないかちゅうてね、町長執行するんじゃないか。それをちょっと聞きたい。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 先ほども私ははっきりした目鼻がつくまでは、この執行は、だってこれ目鼻がつかないでやったら、これはもうむだな出費になりますし、そういうことを私はしたくありませんので、目鼻がつくまではこの執行は保留します。（発言する者あり）

議長（成吉 暲奎君） よろしいですか。

議員（12番 田村 兼光君） 何回も聞かんかね。（笑声）

議長（成吉 暲奎君） はい、わかりました。ほかにございませんか。西畑議員。

議員（9番 西畑イツミ君） 14ページの13節の委託料に、調査設計監理委託料で船迫小学校の解体をするということ、この説明資料の中に書かれておりますが、ここの船迫小学校を解体するということは、更地にするというのでしょうか。

それと、ここに船迫小学校があったということを証明するような、そういう何らかのものをつくられるのかどうか。また、個人がこの学校に対して寄贈しておりますが、そういうものはどういふふうになるのかをお尋ねいたします。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長、はい、どうぞ。

財政課長（則行 一松君） 財政の則行でございます。船迫小学校の解体につきましては、防衛庁からの買い取りのために更地にして、防衛庁のほうに売る分でございます。まだまだ本体の校舎、梅林等は一応今のところ対象にはなっておりません。

その中で個人の寄贈とかそういう記念品等につきましては、どうするかということにつきましては、私もちょっと不勉強で、まだ現場サイドには見ておりません。もしそういうものが必要ということであれば、どこか適当な場所に移設ができればというふうには考えてはおります。

以上でございます。

議長（成吉 暲奎君） 西畑議員。

議員（9番 西畑イツミ君） そうすると、校舎だけを解体するというので、その周りのものはまだ解体する予定じゃないということでしょうか。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

財政課長（則行 一松君） 校舎、運動場等、その部分の建物等は解体撤去いたしまして、更地として売るということになっております。

議長（成吉 暲奎君） 西畑議員。

議員（9番 西畑イツミ君） そうしましたら、個人が寄贈しているものなどのそういうものを地元の人たちとよく話し合っ、どうしていくかということは、ぜひ話し合いをしていただきたいと思います。やはりこの学校の人たちは、卒業された方は大変心配されておりますので、ぜひその話し合いをして、スムーズに行くようお願いいたします。

次に、28ページの6款1項3目9節の中に旅費ですね、費用弁償が75万8,000円計上されております。これについての説明をお願いいたします。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

産業課長兼農業委員会事務局長（久保 和明君） 産業課の久保です。この費用弁償について説明いたしますと、まず事業の説明からいたしますと、東京都にあります財団法人自治体国際化協会、これが実施する自治体国際協力促進事業、この補助金を利用いたしまして実施するものです。地方自治体等の国際協力を推進するものでございます。

事業の目的といたしましては、中華人民共和国黒龍江省290農場で投棄されている豚のふん尿を肥料化し、農場で栽培されている稲、トウモロコシなどの使用するための循環型農業システム化を支援するという事で、このために築上町が実施しております液肥の利用法、あるいは農地散布方法を現地で指導するという事で、費用弁償並びに普通旅費を通訳の旅費を含めまして計上させていただいております。

以上でございます。

議長（成吉 暲奎君） 産業課長。

産業課長兼農業委員会事務局長（久保 和明君） 産業の久保です。歳入科目といたしましては、12ページでございます。この中に21款諸収入5項雑収入3納付金交付金1節交付金の節の中に、自治体国際協力促進事業助成金として180万の補助金を歳入として上げております。一部町費を多少つけて予算を計上させていただいております。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 西畑議員。

議員（9番 西畑イツミ君） ちょっと私が聞いたところでは、中国のその豚の肥尿の浄化するための指導に行くものではないと聞いたもんですから、これは国際協力促進事業の一環としての費用弁償ということではありますが、大体何名分を計上されてるんでしょうか。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

産業課長兼農業委員会事務局長（久保 和明君） 産業課、久保です。費用弁償は1人、中国

290農場までの派遣の旅費の費用弁償として、1人当たり25万の計上でございます。それで、費用弁償、普通旅費を合わせまして5名分ということで計上させていただいてます。

議長（成吉 暲奎君） 西畑議員。

議員（9番 西畑イツミ君） 1名25万というのは、かなり高額と思うんですけど、1カ月ぐらいいらっしゃるわけですか、指導だから。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

産業課長兼農業委員会事務局長（久保 和明君） 申請の計画では1週間で、時期はまだ決定しておりませんが、1週間くらいを予定として上げております。

議員（9番 西畑イツミ君） わかりました。

議長（成吉 暲奎君） ほかにございませんか。工藤議員。

議員（5番 工藤 久司君） 今の西畑議員の総務費14ページの測量設計監理委託料の上に、町有監理委託料、14ページの13節の委託料ですが、1,000万上っております。これは、先ほど言ったその船迫小学校に関連したものなのか、どこの土地なのか、どういう今後目的なのかというのが1点と、先ほど来皆さんが言ってる45ページの文化保護費の蔵内邸の調査業務委託料なんですけど、先ほど町長が買うめどが 買うって言葉使ってなかった。取得するめどが立たなければ、執行しないっていう言い方をしたんですが、執行しなければ、別に慌てて先ほど宮下議員も言ってましたが、上げてくる必要もないし、まずどういう目的で買うのか。

突然ふっとわいてきたような買うと。それに地元が買ってほしい、買ってほしいというほど盛り上がってるとも思えないし、今まで合併してから4年間も全然こんな話があったとは聞いておりません。突然ふっとわいて買いたい。運営管理については後々考えます。これはやっぱり順序が逆だと思うんですね。

ちょっと一般質問でもしてるので、余りあれなんですけれども、その目的、どうして買うのかっていう目的をまずはっきりしていただきたいのと、今後のっていうのは、まだまだの段階なので、もう目的だけでもなぜ買うに当たったのかっていう目的を、あわせてお願いします。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

財政課長（則行 一松君） 財政課、則行でございます。14ページ2款1項5目財産管理費の中の委託料、このうちの町有地管理委託料1,022万7,000円でございますが、この部分につきましては、町有林の管理でございます。町有林の岩丸、真如寺、寒田、小山田の作業路の設置、また林内整理、そういうものの委託料でございます。

以上でございます。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 旧蔵内邸の話でございますけれども、これはやはり町の文化財、宝とい

うことで私は保存すべきであろうということが、まず第1点の目的。それから、今あおぞら債権回収株式会社が競売に出そうとしておるということで、もし何らかの形でこの競売が実施された場合、不穏な団体等が落札して、そしたらまたここで反対運動をしていかなきゃいかんという、そういう問題も一つは含んでおるし、特に北九州の場合でも、そういう競売で落札した物件が、そういう根城になっておるといことになっておりますし、だからやっぱこれは一つの予防。

しかし、一番の目的は、いわゆる築上町の文化財という位置づけで、私は買うべきであろうというふうに考えておりますし、これは県内でも本当に有数な一つの建物だということ、私も調べて認識はしておりますし、ぜひこれは築上町の宝ではないかなと思っております。

だから、これをやはりいかに活用して、この宝、あとは観光資源にもっていくのかという形になろうと思いますが、ここのところが一番やっぱりだれもが心配するところでございますし、これはやっぱり自分としては、この維持管理費を何とかここで捻出をしていくというこの意気込みは、私は持っていかなきゃいかんだらうと、このように考えております。

議長（成吉 暲奎君） 工藤議員。

議員（5番 工藤 久司君） 町長の意気込みはわかるんですが、いきなりこの話が出てきましたよね。もう前議会があったわけであった、いろいろ今までの経過があったと思います。

それと、その何というんでしょう。もう一点だけ、じゃあちょっと議案と違うというのであれば、予算を執行しないような、執行をしないような予算を議会で上げて審議をするというのは、いや、執行しないって言ったじゃないですか、買うめどが立たん限り。ということは、執行しない可能性があるということでしょう。ということは、この議会で審議するっていうことは何なのかっていう話にもなると思うんですね。ですから、そのあたりはなかなか目的もあいまいだし、予算に関して簡単に「ああ、そうですか」という話にもならないと思うんですね。

皆さんそういう全協のときもそうだったように、そのあたりはもう少し運営方法やら、そういう維持管理方法をきちっと提案した上での予算づけが筋ではないかなと思っておりますので、そのあたりをどう考えているのか。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） これは先ほども言いましたがね、県の文化財の指定、国の文化財の指定という形で、これは旧築城町が行っております。これと全く同じやり方なんですよ。

名所指定を受けるということで、町が買おうと民間が持っておようと、そのために名所を指定するという形になれば、そこで国からのいろんな恩典が出てくるという形で、そのための調査をするということで、もうそれが悪けりゃあなた買いなさんなという話になろうし、ぜひ一緒になって何とかこの名所指定を協力して私はほしいと、このように。

そして、実際、町が買う前提という形で出しております。個人から名所指定の申請してくれと

か、これ出てきておりません。ただ、先ほど申したように、これは逼迫しておるわけですね。いわゆる競売という問題があって逼迫しておると、これを頭に入れておかなければ、競売という物件がなければ、いろいろ話をしながらちゃんと運用方法も考えていくということで、競売は本当は5月の連休後に行われる予定を、町が検討しておるということで待ってもらったんですよ。そのところを、これはまずだから取得が私は第一だと、このように考えて何とか取得をしようと。そのために名所指定をやろうというふうなことで、結論は7月にはもう出ます、どうなるかというのは。

そのために、名所指定をするためには、先ほど言うたでしょう。国への申請が切羽詰まっておるんですね。そのためには、いち早くやっぱりやらなきゃいかんということで予算計上する。それがはっきりするまでは、だから6月の終わりにははっきりするかもわかりません。そのときは、また皆さんに臨時議会を開いていただきながら、ちゃんと相談するし、その前に事前にも説明しますということで、はっきり私が言明したことを理解していただきたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 工藤議員。

議員（5番 工藤 久司君） 3回目なんで、なかなか町長の意気込みなんかは少し感じたかなと思うんですけど、行政っていうのは、箱物を建てたり、買ったから後考えましようって、これやっぱり僕は逆だと思う。やっぱりきちとした計画を立てて、そういう維持管理費も捻出できる、観光施設としてもいろんなところとタイアップしてできたっていうのからスタートしてほしいと思います。

それと、名所指定をするのに、前回の全協では約1年から2年かかるだろうと。じゃあ、債権回収団体に名所指定を受けるまで、じゃあ面倒を見てくださって話になるんですか。恐らく、そうなればその間、町が管理をせにゃいかんわけですよ。

ですから、やっぱりそういうところもやっぱりあるんで、もう少しそういう順序というのをきちっと、きちとした財源があって、目的があって、計画ができてからっていう形のもの、そこがないと思うんで、それあたり町長がよく言う見解の相違かもしれませんが、私はそう思います。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） だから、先ほど言ったように緊急を要しておると。競売という、競売がなければ、それはじっくりこの問題は議論をしながら、取得もしていかなくちゃいかんと思うが、競売という項目が加わっておるということで、私はこれは町でこの築上町の文化財を保存していくべきだろうということで、先ほど言ったようなちょっとよからぬ団体という問題も話をしましたけど、もしそういう形になった場合はね、これはまた大きな町民運動をして追い出しにかからなくちゃいかん、このようになってまいりますし、その前に事前に文化的な価値というのは、皆さん私は認めておるんじゃないかなと思いますし、これを手を加えて、「競売してください、町

はもう知りませんよ」というわけにはいかないというのが、現実でございます。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（8番 吉元 成一君） もう言うまいと思うたけど、町長ね、そんなこと言うたらいけませんよ。質問に対して答えるなら、むきになって答えて、いつも指摘されるでしょう。よからぬ団体とかね、どこを指して言ってるんですか。

不本意なところには裁判所が決定するわけじゃ前例があるし、多分そういった偽名で買ったにしても、ちゃんと調査してからじゃないと、落札してもそういうふうにししないでくださいと申し入れしたらいいじゃないですか。もしそういうことがないんならね、法的にできないんなら。

それともう一つは、これは議員さん方にも言いたいんだけど、執行をしないんだったら、提案せんで審議せんでいいやないかと、これは間違いだと思います。結局町長は、この予算を提案して通していただいたら、その名所指定に間に合うように、この予算を9月の議会前に執行する可能性を大いに含めての提案でしょ。そういうふうになるように、責任持って買上げのほうに向かって取り組みしたいんですよということを言いたいわけでしょう。

だったら簡単でしょう。無断で執行したら私は責任とりますって、一言言うたらね、無断で執行せにゃ責任とる必要ないんですから、どうですか、それで答えて終わらせてください。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 吉元議員の言うとおりでございます。無断で執行したらね、私は責任とります、それ。

議長（成吉 暲奎君） ほかにございませんか。平野議員。

議員（18番 平野 力範君） 先ほど西畑議員が質問したのかな。28ページの6款1項3目費用弁償、普通旅費75万8,000円と53万9,000円、これは自治体の国際協力促進事業助成金ということで趣旨はわかりますが、何ていうんですかね、これ一つにうちの町が中国のある市と提携して、液肥の事業を協力してやろうと。これは、うちの町にどんなメリットがあるんでしょうかね。もう一遍じゃないでしょう、これ何遍も行ってるはずですよ。

ここまで力を入れる理由を私は町民からも何のために、この町にどういうメリットがあるのという、これはこの前の文化交流事業、椎田小学校と何かちょっと中国の希望小学校との交流事業で、これ町長が説明したときには、小学生の2分の1だけしか補助しませんとはっきり議会で全員協議会だったと思いますけど、話したんですけど、教員の分を、通訳の分は、それは別につけたって構いませんけど、教員の分もつけてます。

こういうふう交流事業っていうのは、中島さんから時々聞きますし、豊前のほうからも聞きますけど、どんどん持ち出しがふえるんですよ。やるなとは言いませんけど、やることのメリットを町民に説明しなければ、この液肥事業を一方的に技術及び費用をこっちが負担して、聞

きたけりゃ向こうから来りゃいいんじゃないですか。来て勉強しなさいよ。一遍か二遍来て来たかもしれないけど、本気なら何遍でも来りゃいいじゃないですか。こっちがー々なんもかんもノウハウ提供してって、こっちに何のメリットがあるんですか。それを説明してください。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） メリットというかね、これは国際交流、国際的な形でお互い環境をよくしようじゃないかというのが、一つのうちのいわゆる液肥の利用、そして農業生産、中国のほうも我々やっぱり中国から相当いろんなものを2000年前から学んできてます。そういう形の中で善隣友好というのが、これやっぱり一番ささやかな形かもわかりませんが、国と国とがやるのが一番いいかもわかりませんが、やっぱりそういう小さな交流から仲良くなれるという一つの問題がございます。

そして、中国の環境がよくなれば、日本の環境も当然よくなります。中国からの偏西風が吹いてまいりますし、いろんな影響出てきます。海も東シナ海からこっちに汚染されます。そういうものを考えていただければ、これは大きな私は関係じゃないか。それも、町の予算はほとんど使っておりません。この予算も、全部黒龍江省とのいわゆる提携でございますけど、昨年のは9月の終わりに業務提携というか、循環型農業推進友好協定を昨年の9月に黒龍江省の290農場ということで提携をしております。そして、これをこういうふうにやったから、国のほうに 国といいますが、いわゆる財団法人の国際交流機関、これ総務省の外郭団体でございますけど、ここに申請したら160万の予算をくれたということで、これはすべて全額これでいくような予定にしております。全部交流はですね。

もう一つの禁壇市、これも昨年の8月に同じ協定をしております。やはり循環型農業友好協定ということで、ここは向こうから来ました。黒龍江省のほうはビザがなかなかおりないということで、なかなか来れないんでございますけど、そういう形の中でこの金壇市のほうはJICAのほうから予算をいただいております。

この予算は町には入りません。これは民間の九大と色々な協議会つくって、その協議会に入るように直接入ります。これが2年間でたしか180万入るんじゃないかなと、こういう形で内示をいただいて、このお金をもとに交流をやるということで、何が目的かということは、やっぱりこれは善隣友好と中国の環境をちゃんとしてもらいたいというのが我々の願い。

そして、なおかつこの築上町というのを知ってもらうということもございます。そういう形の中で、じゃあ築上町の産物を少し送ってくれんかと、そこまで持っていくような形が私はこの町が潤うような形になるんじゃないかな。そして、向こうからもいいものがあれば、お互いにそういう取り引きをやるといういろんな形でのやっぱり何かやらなきゃ、何がメリットか、何もするなというわけには私はいきません。町長として何とかこの町がよくなるようにやっていく

というのが、私の考え方でございます。

以上。

議長（成吉 暲奎君） 平野議員。

議員（18番 平野 力範君） 以上というような、ちょっと切り捨て型の答弁が出てきましたが、善隣友好っていうのはいいんですが、やっぱり中国の町長の説明では、中国の環境がよくなれば、うちの町が直接よくなるわけじゃないけど、日本の環境もよくなるということで協力するということは結構なんですけど、やっぱり豊前の例を見てもわかるように、予算が限られた予算の枠の中でやってるわけなんで、私も液肥の関係は九大のそのJICAの補助金等を引っ張り出していってるというのは聞いてます。

だから、うち以外のところからいろんなところからの予算を、いろんな手を使って努力してるっていうのはわかっていますが、うちの町のやっぱり限られた予算の中での出費は、できる限り控えてもらいたいし、基本的には我が町のために使うべきだろうと思いますので、そのところよろしく願いいたします。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） この今上げとる予算は、町の予算を使っておりません。全部、だからそれはそれで私はちゃんと考えてやっておりますんで、御安心ください。

議長（成吉 暲奎君） 平野議員。

議員（18番 平野 力範君） そこまで言うんなら、なら今度中国関連の予算が出てきたら、絶対否決しますよ。

議長（成吉 暲奎君） そのほかございませんか。塩田議員。

議員（4番 塩田 文男君） 濟いませぬ、先ほどの14ページの西畑議員が言われました船迫小学校の解体費用の測量なんですけども、もう防衛省のほうに解体ということは、もうこれは買い取り金額ももう決まってるんじゃないかと思うんですけども、教えていただけますか。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

企画振興課長（渡邊 義治君） 企画振興課の渡邊です。買い取り金額等につきましては、今局のほうと協議をしております、まだ決まっております。スケジュールもおぼろげなスケジュールしかちょっとございませんけれども、今年度中には何とか執行できるように進めていくということだけは、確認をしております。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（4番 塩田 文男君） 普通大体どれぐらいですねという形で決めるんじゃないんですか。半分詳しいで半分詳しくないような状況なんですけど、流れをじゃあちょっと説明してください。

買い取り、要するに解体して引き渡すという形のとはわかるんですけども、そこなるとこは、幾らで買い取るまでの話が出てると思ったんですが、違うんですかね。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

企画振興課長（渡邊 義治君） 企画振興課、渡邊です。まだ細かいところまで詰めができておりませんが、一応その解体に伴いまして、若干の残存価格が生じてますので、これも返還という形にもなります。いずれにしても、買い取り価格からそれを除きまして、ある程度の金額は町のほうに財産収入として入ってくるということになっております。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（4番 塩田 文男君） 大体わかりました。とはいえ、これはやはり廃校とはいえ小学校跡地なんで、こういった形で解体しますとか、金額が決まらなくても、これはやっぱり住民に説明をして広報していくべきものと思いますので、その辺どうですかね、町長。聞いていいかな。

副町長（八野 紘海君） 副町長の八野です。船迫地域と十分協議をしております。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（4番 塩田 文男君） だけん何の協議したんです。その協議は何か意味があるんです。僕は学校跡地やから、住民に広報するように、船迫地区だけでいいっちゃうわけじゃないでしょう。

議長（成吉 暲奎君） 副町長。

副町長（八野 紘海君） 副町長です。買い取り、壊すことの協議は地元とやっぱりする必要があろうかと思いますが、その協議はしております。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（4番 塩田 文男君） 地元の協議なくして買い取りの話もできんと思いますので、そのことを言いよるんじゃなくて、個人の家を売買したわけでも何でもないんで、学校としての施設がひとつこういう形で買い取りで消えていくわけですから、そういったところの何も解体して、廃校とはいえ、解体してこうやって学校が消えていきますということの広報とかは考えてないかと聞いただけです。なければいいんですけど、お願いします。

議長（成吉 暲奎君） 副町長。

副町長（八野 紘海君） 副町長です。ちょっと意味がよくわからないんですけど。理解が。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（4番 塩田 文男君） わからなくちゃわからなくてもいいんですけどね、あなたが言ったのは、解体するのに船迫地区と協議はしてますという形でして、これは要するに執行部の大体の

思いつきから解体、買い取りしてもらおうと、僕はそういうふうに想像しておるんですけど、一つの学校がなくなるわけですから、それはこういう形で学校を解体して、更地にして売却をするようになりまして、決定するようなことは広報とかで言うつもりがないのか、あるのか。あればしたほうがいいんじゃないですかと言っただけで、意味がわからなくては、わからなくても結構です。

議長（成吉 暲奎君） 八野副町長。

副町長（八野 紘海君） 合併前に既に廃校になっておりますので、以上です。

議長（成吉 暲奎君） よろしいですか。そのほかはございませんか。繁永議員。

議員（20番 繁永 隆治君） 今、塩田議員が思った分に関連しますけども、船迫小学校と、あれは解体をして更地にせんと防衛庁とらんのですか。ちょっとそこ課長。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

企画振興課長（渡邊 義治君） 企画振興課、渡邊です。議員おっしゃったとおり、解体した後更地にした後の買い取りということになります。

議長（成吉 暲奎君） 繁永議員。

議員（20番 繁永 隆治君） 大体防衛庁というのは、建物も含めて解体費用までは見るような状況になりますけれども、学校の場合はそれはできないんですかね。いや、そのところがよくわからんですよね。そじゃけ、特に言えば、学校の周辺に町有林として梅林がありますよね、前のほうに。あの梅林も含めてこれはかけることはできないんですか、そのところはどうでしょう。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

企画振興課長（渡邊 義治君） 企画振興課、渡邊です。梅林につきましては、対象外ということで回答いただいております。

議員（20番 繁永 隆治君） いや、学校はどうしても解体しなくちゃならないかっていう。

企画振興課長（渡邊 義治君） 解体につきましても、局との協議でそれを条件ということで引き継ぎを受けております。

議長（成吉 暲奎君） 繁永議員。

議員（20番 繁永 隆治君） いや、梅林はわかりました。梅林は本当線引きすれば、あそこはちょっと外になるかなというのが自分も考えたらわかりましたけれども、建物は防衛庁が費用を出さないのかなっちゅうような感じでありますので、できればそういうものも含めて、防衛庁と協議をして解体費用が出るような立ち退きをしていただきたいと、このように思っております。答弁はいいです。

議長（成吉 暲奎君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第54号は、厚生文教、産業建設、総務、それぞれの常任委員会に付託いたします。

日程第3．議案第55号

議長（成吉 暲奎君） 日程第3、議案第55号平成22年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第55号は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

日程第4．議案第56号

議長（成吉 暲奎君） 日程第4、議案第56号平成22年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第56号は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

日程第5．議案第57号

議長（成吉 暲奎君） 日程第5、議案第57号平成22年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第57号は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

日程第6．議案第58号

議長（成吉 暲奎君） 日程第6、議案第58号平成22年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第58号は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

日程第7．議案第59号

議長（成吉 暲奎君） 日程第7、議案第59号築上町公共下水道事業特別会計条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第59号は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

日程第8．議案第60号

議長（成吉 暲奎君） 日程第8、議案第60号築上町職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。西畑議員。

議員（9番 西畑イツミ君） この条例の中には、介護、病気を見るのとお年寄りの介護をする、その休暇が含まれておりませんが、この理由の中には、育児休業、介護休業等育児及び家族介護を行う労働者のつという項目がありますが、なぜ含まれてないのかお尋ねいたします。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課の吉留です。今回の条例の制定理由が、国の法律の改正に伴うもので、その法律名が育児休業等育児及び家族介護を行う労働者の福祉に関する法律ということになっております。中身につきましては、家族介護を行う職員についての改正ということではございません。中身は、あくまでも育児休業を行う職員が対象となりますので、今回の改正に家族介護という文言が出てまいりません。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 西畑議員。

議員（9番 西畑イツミ君） そうしますと、父親と母親がともに育児休業をとることができるのかどうか。この法律の中には、子供が1歳2カ月まで延長されるとなっておりますが、この築上町の育児休業の中には、そういう項目を探したんですけど、見当たりませんでした。それはどういうふうになるのでしょうか。

それから、配偶者が専業主婦でも育児休暇がとれるというふうには国ではなってるんですが、これには上っておりませんが、どういうことでしょうか。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課の吉留です。今、西畑議員が言われましたように、配偶者が専業主婦であっても、育児休業がとれます。それから、今回のまず主な改正項目といたしましては、今申し上げました配偶者が働いているかどうかということにかかわらず、職員が育児休業、それと短時間勤務を希望した場合は、それを取得することができるということです。

それから、夫婦が育児休業をとったかどうかということにかかわらず、最初に育児休業をとって3カ月以上経過した場合に、再度の育児休業の取得や短時間勤務ができるということがございます。国の法律改正に伴っての条例改正ですので、国公どおりの運用の仕方ができます。

以上です。

議員（9番 西畑イツミ君） はい、わかりました。

議長（成吉 暲奎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第60号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第9・議案第61号

議長（成吉 暲奎君） 日程第9、議案第61号築上町職員倫理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。武道議員。

議員（17番 武道 修司君） この条例の一部改正で、提案理由で町民の責務をのけると、削除すると。これは、職員の倫理条例であって、町民には関係ないからというふうに提案理由のときに言われたようなちょっと記憶がありますが、町民の責務がないと、この倫理条例自体が成り立たないんじゃないかというふうに思います。

職員倫理条例の中に、町民の責務を今入ってます。これをのけるということは、政治倫理条例についても、町民の責務が必要がないという理論になってしまうんですね。あくまでも町民から職員に対して、町長に対して、議員に対して、その人たちにそういうふうな無理難題を言わないという部分が条例の中にはあるんです。まして、それを言ってきたときには、政治倫理条例からいけば、町長なり議員はそれを受けないと、職員も同じように受けないというところで、町民の責務があるんです。

今度その職員の倫理条例の中に、もう一つ第14条のところに、町長がそのように働きかけた

町民、事業者、議員に対して、それなりの警告なりそれなりの必要な措置をとるということができ。議員に対しては、政治倫理条例がありますんで、それはそういうふうな対応ができると思いますが、町民の責務が除外されると、町長がこの14条においての警告なり、その他その必要な措置をとるという理由が成り立たなくなってしまうんです。だから、町民の責務というものはしっかりと残しておかないといけないんじゃないかというふうに思っています。

それと、61ページの次のページの4ですかね、この中に審査会の事務というのがあるんですよ。これが必要がないということで、のけようという考え方みたいですが、15条の3の中には、前条第1項のということで、前条にかかわる対応があるんです。それが先ほど言った町長がそれなりの措置をとれるということなんです。それに対して、審査会がそのような措置をとるのが妥当なのか、妥当じゃないのかということをはし合いができる職務なんです。これは、職員倫理審査会第11条の中にもないんです。

だから、そういうことを考えると、今回提案されてる2つの5条と15条ですか、これを削除するということになる、職員倫理条例自体の骨抜きになってしまう可能性があるというのと、もう一点は、一番大きな問題として町民の責務をなくすことによって、職員を守れなくなってしまうという大きな問題が出てくると思うんです。町長はやっぱり職員を守らないといけないと、その観点から、この職員倫理条例もあるんじゃないかと私は思ってる。

当然、職員自身がしっかりとした考え方で倫理を守って仕事をするというのも当然ですが、住民なり事業者から、やはり職員を守るという観点から考えても、この町民の責務というものをのけるべきではないというふうに思ってます。

それどころか、私は今回この条例の中をちょっとチェックをさせてもらうとき、町民の責務のところ第5条のところには、町民のみならず、私は逆に事業者をプラスして、責務としてもいいんじゃないかという思うぐらいの内容なんです。それをましてこれを削除するということになる、骨抜きの職員倫理条例にはなるんじゃないかというふうに思いますが、町長はどのような考え方を持ってますか。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） この職員倫理条例は、基本的には職員に対するいわゆる規制とありますが、そういう形でございますし、よその他町村等の状況も見れば、いわゆる町民までこの職員倫理条例の中で課するのは不適當じゃないかなということで、今回提案させていただいたというのが本筋で、職員が本来守らなければならないという倫理ですね、これが職員倫理条例ではなからうかというふうなことで提案をさせていただいたところでございます。

議長（成吉 暲奎君） 武道議員。

議員（17番 武道 修司君） 町長、今の考え方からいけば、職員がみずから守るのが倫理条

例、そしたら、政治家がみずから守るのが倫理条例となれば、政治倫理条例自体もこの町民の責務をのけるというような考え方になってしまう恐れがあるんじゃないですかということなんです。

こちらはあります、こちらはありませんということじゃなくて、全体的に住民の人たちにも、町民の人たちにも、しっかりと政治倫理条例、職員倫理条例があって、このようなことで不正がないようにやってますということを住民の人たちにも理解をしてもらう、住民の人たちにもその考えをしっかりと全うしてもらおうということが必要なんじゃないんですかね。職員自体が、自分たちがしっかりすればいいんだっていうよりも、そこに協力を願う、責務というのは一つは協力を願うことじゃないんですかね。それをのけてしまうというと、住民の人たちには協力してもらわんでいいよという話になってしまう恐れがあるんで、骨抜きになってしまうんじゃないですかということなんです。

まして、政治倫理条例との兼ね合いもありますんで、整合性があわなくなってしまうんじゃないですかということなんです。町長のその考え方もわかりますよ。余りにもそこまでかける必要はないんじゃないかというふうな考え方もわからないわけじゃないんですけどね、今からつけようかっていう話じゃないんです。今既についてるものをのけようかってなると、そういう論理にはならないんじゃないかと思うんです。

もう一度町長、そこを整合性の問題もありますんで、本当にこれでいいのかをお聞きします。
議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課の吉留です。先ほどの町長の答弁の中で、1点漏れておりましたので、補足させていただきたいと思います。

ただ、審査会のところ、15条を削るというふうになっておりますけれども、この審査会の事務15条を削りましても、11条に職員倫理審査会を設置するところがございまして、ここは重複する部分がございますので、この15条は今回削らせていただきたいということでございます。

それから、今回の条例の中で町民の責務の条項を削るところは、職員倫理条例の目的が先ほど町長が言いましたように、職員を対象とした条例であるということが第1条にうたわれておりますので、その条例の中で町民の責務をうたうというのはおかしいだろうということで、町民の責務を落とさせて、削らせていただきたいということです。

それから、あわせまして政治倫理条例のほうには、この条例の目的の中に町民のそういった責務ということがたしかうたわれていたと思いますので、条例の中に町民の責務をうたっているということで、政治倫理条例とこの職員倫理条例のほうの目的のところ、若干違いますので、片方は町民の責務がある、片方は今回削らせていただきたいということでございます。

議長（成吉 暲奎君） 武道議員。続けて言います。その後でいいですか。宮下議員、いいです

か。武道委員。

議員（15番 宮下 久雄君） これ以上の審議は、委員会に任せてほしいんですけども、総務委員会所管の議案なんですよ。ここで本会議でもう決定してしまうわけですか。（発言する者あり）けど、中身がね、中身がもう審議じゃないですか、これは。（発言する者あり）

議長（成吉 暲奎君） 武道議員。

議員（17番 武道 修司君） 先ほどから何ていうか、総務課長に聞きますけどね、15条と11条の条例が重なってると。11条の第2項、審査会はこの条例実施に際し、必要な範囲において次の事務を行うことができるという中で、1から5の中に項目がある。15条の中の項目は、次の掲げる事務を行うというふうにしてる。そこまず文言が違うということを言ってるんです。

それと、15条の3は、11条の2項の中にはないんです。だから、すべて重なっているんであれば、削除するっていうのはいいんですけど、すべて重なってるわけじゃないんで、本当に削除これしてしまったら、問題が起きるんじゃないんですかっていうことをお聞きしてるんです。

全部重なってるんでは、もうその説明でオッケーなんですよ。でも、説明が中身が違うんです、説明してるのが。だから、いいんですかという確認をしてるんです。

議長（成吉 暲奎君） どなたか。担当課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課の吉留です。武道議員が言われました第15条の3号と、これを削りましても、第11条第2項の5号の条文で対応できるというふうに考えております。

議員（17番 武道 修司君） 後は総務委員会でいきたいと。

議長（成吉 暲奎君） はい、わかりました。吉元議員。

議員（8番 吉元 成一君） 先ほど議運の委員長から発言がありました件について、議長のお考え方をちょっと聞きたかったんですけども、議長が本会議において結局その議案に載っている分については、載っていて所管外のことについては、説明員なりを求めてくださいと。

それと、もう一つは、議案に載ってない分については、お聞きしたい点があれば、一般質問でやってくださいと、議場ではっきり申してますよね、毎回。毎回そういうふうに言ってますよね、議長ね。

それで、それについては議運で決まったことだと思うんです。これを無視するということになれば、議会運営委員会も解散したほうがいいですよ。必要ないと。（発言する者あり）いや、武道議員だけに言ってる、武道議員のことを言ってるんじゃないんですよ。全体的に、だけそうなると、結局収拾がつかなくなると思うんです。

そのところをどこまで臨機応変に、どこまでが質疑なのか、どこまでが一般質問的なものなのかについては、議長の判断で質疑をとめることも必要な面も出てくるんじゃないかなと思うんです。でしょ。

だけ、求めようとする、例えば単純に言うたらこういうこと、議会はきょう一日ありますよ、5時まで。時間を過ぎると、延長したら夜中の12時まできょうの日程できるんですよ。でしょ。それだと、1個1個全部つついていったら、自分の所管やないけってしたら、これは1日かかって終わらんですよ。終わらない可能性も出てくるんですよ。それは執行権者と議会議員との考え方が違ったら、見解の相違で逃げてても何回も突いてくるでしょ。3回でも、ほんなら全部3回ずつ質疑されたらどうします。もう……。

議長（成吉 暲奎君） わかりました。

議員（8番 吉元 成一君） いやいや、最後まで聞いてください。わかってないから聞いてくださいって言いよるんですよ。わかってないから、議案の質疑でさっきの補正予算で同じことを我々が何回も言ってもとまらなかった。

最終的には、町長、こうするって言ったらどうですかって提案までした。でしょ。みんな納得してないんですよ、あの件については。だけ、議会で一般質問の締め切りが終わっているから、もう議場でやるしかない。議場でやる以外、担当所管の議員はその件については一切口をあげないと、これは申し合わせでしょ、ね。所管外の案件については、議場で質疑をできるんです。そして、それについて議長、質疑はできるんですけど、今度もう少し突っ込んだ話を聞きたかったら、説明員を呼んでくださいって議長は言ってるじゃないですか。なら、もうそんなのも必要も何もないし、それ全部無視するんですかということです。それを議運の委員長は先ほど言ったんだと思いますよ。

議員（17番 武道 修司君） いや無視してない、3回までいってないじゃない。

議員（8番 吉元 成一君） いや、それ違うって、内容的なこと言いよる。

議長（成吉 暲奎君） ちょっとストップしてください。

議員（17番 武道 修司君） いや、内容が今質問しよったのを言っただけです。質問じゃないですか。（「審議内容じゃから」と呼ぶ者あり）いや、あれは質問でしょう。

議員（8番 吉元 成一君） 議長いいですか。

議長（成吉 暲奎君） 武道議員、ちょっとやめてください。吉元議員言ってください。

議員（8番 吉元 成一君） あのね、宮下議員は。

議員（17番 武道 修司君） 議運の委員長って言うたって、あれは議運の委員長って言やあいいけど、総務委員長としてうちで審議させてくださいって言うたんじゃないですか。総務委員長って言ったんですから。

議長（成吉 暲奎君） ちょっと武道議員、ストップしてください。

議員（8番 吉元 成一君） 私が言うと、また言いよるかということになるんじゃないかと思うて、議運の委員長ですから、あなたが言わんですかと、補正予算の件のときにね、こうい

うふうに議運じゃそういうふうになっているんでしょと、だから、議長がみんなの前ではっきりこういう審議の仕方をしますよということを前もって言ってるんでしょと。でしょ。だから、議案に載ってないことは一般質問でやってくださいよと。議案にあるうちで、自分のとこの所管外のということについては、委員会の中で聞きたいことを、突っ込んだ話を聞きたかったら、説明員より資料を要請してくださいよと。資料の提出を要求はありませんかという先日も言ったでしょ。

だから、町長も中途半端な答えをする必要はないと思うんですよ。それやると、それは一日かかって質疑が終わらんこともありますよ。じゃあ、日程はもうあらかじめ決めとるけど、質疑を2日とらにゃいけんときもくるかわからんやないですか。

今までの議会じゃ、そうはなかったかもしれんけど、今のやり方でいくと、最初に言った言葉がなけりゃいいんですよ。そういう申し合わせをしてなかったら、質疑で突っ込んだ話を聞きゃいいじゃないですか。でも、その機会を委員会でその機会を与えていただいているんですから、お互いにそうしたらどうでしょうかということを議運の委員長に言ったら、それはもうきょうほんなら終わったら議長と話ししようかねということやったんです。

それが長く続いておったもんやから、結局今の段階で言わんと議長、これは議長の立場がぴしっと権限です、そここの整理をしていただきたいというお願いをしておるんです。

議長（成吉 暲奎君） 私の意見を述べるのも高いところから失礼ですが、私は原則として、この質疑の中では3回の質疑は、当然これはあると。皆さん方が今質問してることは、これは常識内の質問であると自分は判断しております。だから聞いておるんです。

中には、4回やった方もいらっしゃると思いますが、それはその背景があるだろうと思いますから、恐らく4回の質問もそれはよろしいだろうと思います。だから、原則はあくまで3回ということで、今武道議員の質問の中でも、まだ私は実質的には2回の質問じゃないかと思って、自分は判断してるわけです。

だから、その中で宮下議員がちょっと問題点を指摘しておりましたが、私はそれは常識内の質問であって、何も違反してないというふうに判断しておりましたもんですから、続行させたわけでございます。その件につきましては、また問題点があれば、議運の中でもって御指摘受けて、またいろいろ相談させてもらいたいと思います。

以上のことでもって、進行していきます。お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第61号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第10．議案第62号

議長（成吉 暲奎君） 日程第10、議案第62号築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第62号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第11．議案第63号

議長（成吉 暲奎君） 日程第11、議案第63号築上町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第63号は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

日程第12．議案第64号

議長（成吉 暲奎君） 日程第12、議案第64号福岡県立築上西高等学校築上町立上城井分校授業料等徴収条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第64号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第13．議案第65号

議長（成吉 暲奎君） 日程第13、議案第65号町道路線の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第65号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第14．意見書案第4号

議長（成吉 暲奎君） ここで追加議案であります。日程第14、意見書案第4号「拡大生産者責任」「デポジット制度」の導入で循環型社会の再構築を求める意見書（案）についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提出者の説明を求めます。進議会事務局長。

事務局長（進 克則君） 意見書案第4号「拡大生産者責任」「デポジット制度」の導入で循環型社会の再構築を求める意見書（案）について、上記の意見書案を別紙のとおり築上町議会会議規則第14条の規定により提出する。平成22年6月9日、提出者、築上町議会議員宮下久雄、賛成者、築上町議会議員繁永隆治、賛成者、築上町議会議員平野力範。築上町議会議長成吉暲奎殿。

以上でございます。

議長（成吉 暲奎君） 宮下久雄議員、説明をお願いします。

議員（15番 宮下 久雄君） 本意見書案は、県の町村議会議長より本議会での議決依頼があったものであります。要旨は、市町村が財政難の中で、過剰な生産物の後始末に多額の税金を投入していると。そのため、拡大生産者責任やデポジット制度を導入して処理、リサイクルコストが上乗せされた商品、またはポイ捨て、不法投棄の問題等に対処して、循環型社会のモデルを目指すというものであります。

政府及び国会にごみ処理経費のあり方をいま一度見直し、循環型社会の再構築を要望するというものでございますので、よろしく御審議、御採択をお願いいたします。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでした。これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書案第4号は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

日程第15．意見書案第5号

議長（成吉 暲奎君） 日程第15、意見書案第5号永住外国人地方参政権付与に関する意見書（案）についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提出者の説明を求めます。進議会事務局長。

事務局長（進 克則君） 事務局長の進です。意見書案第5号永住外国人地方参政権付与に関する意見書（案）について、上記の意見書案を別紙のとおり築上町議会会議規則第14条の規定により提出する。平成22年6月9日、提出者、築上町議会議員武道修司、賛成者、築上町議会議員平野力範、賛成者、築上町議会議員信田博見。築上町議会議長成吉暲奎殿。

議長（成吉 暲奎君） それでは、提出者、武道修司議員の説明を求めます。武道議員。

議員（17番 武道 修司君） 永住外国人地方参政権付与に関する意見書（案）についての説明をさせていただきます。

鳩山政権から菅政権にかわりましたが、民主党が現在永住外国人に地方参政権を付与するという検討をされているというふうに、いろいろな面から報道等で聞いております。地方参政権というか、基本的にこの参政権につきましては、国民固有の権利ということで、憲法で定められています。もし参政権を認めるということであれば、その憲法自体を扱わないといけないということになるし、地方のみをとというのは、国民の権利の問題からいくと理屈にあわないということで、地方に関しても慎重な審議をしていただきたいということが今回の提案の大きな理由でございます。

ことしに入って石原都知事が絶対に反対と、発想そのものがおかしいというコメントを出したり、全国都道府県議会議長会が決議をしております。麻生知事においても、外国人参政権付与については否定的なことを報道等でコメントしており、福岡県下におきましても、かなりの町村等でこの意見書が可決をされております。福岡県議会も既に可決をしておりますので、築上町もぜひとも可決をしていただければというふうに思いまして提案をさせていただいております。

以上でございます。

議長（成吉 暲奎君） それでは、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書案第5号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第16．意見書案第6号

議長（成吉 暲奎君） 日程第16、意見書案第6号「住宅リフォーム助成制度」の創設を求める意見書（案）についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提出者の説明を求めます。進議会事務局長。

事務局長（進 克則君） 事務局長、進です。意見書案第6号「住宅リフォーム助成制度」の創設を求める意見書（案）について、上記の意見書案を別紙のとおり築上町議会会議規則第14条の規定により提出する。平成22年6月9日、提出者、築上町議会議員西畑イツミ、賛成者、築上町議会議員首藤萬壽美。築上町議会議長成吉暲奎殿。

議長（成吉 暲奎君） それでは、西畑イツミ議員、説明を求めます。

議員（9番 西畑イツミ君） 「住宅リフォーム助成制度」の創設を求める意見書です。地域住民が住宅のリフォームを行った場合に、その費用の一部を自治体が助成することにより、住宅の

改善を容易にするとともに、地元中小零細業者の振興を図るものです。

地域経済活性化と国の住宅政策を推進する上でも、注目されている制度でありまして、全国の自治体でも広がっております。福岡県内では筑後市が昨年実施して、受付開始から反響が大きく、2カ月で申請枠がオーバーするほど好評でした。補正予算500万に対して、1.3倍の6,500万円の改修工事が地元業者の手で施工され、リフォームによりカーテンや家具の購入などの間接波及効果も出ています。

深刻な不況と雇用、生活不安の中で住宅リフォームの希望はありますが、簡単に手を出せないような状況に置かれております。築上町においては、防音工事が地域外の家屋には適用されませんので、防音工事の線引きに対しての格差に不満があります。この制度ができれば、その解消にもなります。また、県産材や地元産の木材の活用にもつながると思います。

この制度は、4月現在全国30都道府県、154自治体で実施されております。福岡県においても、安心安全のまちと住まいづくりにつながるこの住宅リフォーム助成制度、県の制度としてあらゆる住宅リフォームの助成を対象とした制度を創設することを求める意見書でございます。全会一致で御採択のほどをお願い申し上げまして、提案理由といたします。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでした。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書案第6号は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

これで議案質疑及び委員会付託を終了いたします。

なお、議案に対する資料要求があれば、事務局に所定の様式で申し出てください。

・

議長（成吉 暲奎君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで散会いたします。御苦労さまでございました。

午前11時59分散会